

平成29年度

我が国循環産業海外展開事業化促進事業

募集要領

平成29年2月

「平成29年度我が国循環産業海外展開事業化促進事業」 募集要領

1. 事業の目的

経済成長や人口増加に伴って、世界規模で廃棄物の発生量が増加し、その質も多様化していることから、適正な廃棄物処理が世界的な課題となっている。この傾向は、経済成長が著しいアジアをはじめとした途上国で特に顕著であり、廃棄物の急増・多様化に加え、廃棄物処理体制も未整備・未成熟であることから、廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染が懸念されています。

一方、我が国は、これまで廃棄物処理やリサイクルに係る社会的要請に応じるため、廃棄物処理・リサイクルに関する技術を向上させてきました。その結果、我が国の廃棄物処理・リサイクルに係る循環産業は環境保全及び資源循環において先進的な技術を有しています。

こうした先進的な我が国循環産業を、廃棄物問題を抱える国々に対して国際展開し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげるため、環境省では平成29年度に「我が国循環産業海外展開事業化促進業務」（以下「事業化促進業務」という。）を実施し、我が国循環産業の国際展開の支援を進める予定としており、我が国循環産業による廃棄物処理・リサイクル分野における具体的に海外展開を計画している事業について、海外展開を促進するために実現可能性調査等を実施するため、平成29年度における実施対象事業を公募いたします。

2. 対象事業

実施対象とする事業は、次の（1）から（3）の全ての要件に合致し、具体的な海外展開を計画する事業です。

（1）実施者の要件

対象とする海外展開事業の実施者は、以下のいずれかの民間法人とします。

- イ) 我が国に本社又は主たる事務所を置いている法人であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でない法人
- ロ) イ) の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人

なお、業務への申請者は、次の①または②のいずれかの者であって、かつ、③、④、⑤のいずれかを満たす者とします。

- ① イ) ロ) の要件を満たす者であって、対象となる海外展開事業計画について、自らが事業遂行の中心的な役割を果たすこととなる事業者

※ ①の要件は①を満たす事業者を主幹事とし、複数の者が共同して調査を実施することを妨げない。

- ② ①の者を含み、地方自治体、その他の共同事業者から成るコンソーシアム
- ③ 平成28・29・30年度の環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、申請書提出時まで「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者
- ④ 自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者

⑤ 自治体における一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可を取得している者

(2) 対象事業の内容

次の①又は②に該当する事業であって、今後数年以内に事業開始を計画しているもの

① 海外において、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関するサービスを提供する事業

② 海外において、①の事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業

※ 将来的に行う事業において、技術供与のみで、廃棄物処理・リサイクルサービスの提供やこれに必要な施設建設を伴わない事業は、対象としません。

※ 「汚水処理」について、下水汚泥のメタン発酵処理など循環資源として取り扱うもの、し尿を含む生活排水処理を行うもの、主たる廃棄物処理・リサイクル事業の一部として付随して実施されるものは対象事業に含まれますが、その他の排水処理設備に特化したものは対象事業には含まれません。

(3) 事業の実施対象国

特に対象国の制限は設けませんが、対象事業の採択においては、我が国との外交上、経済活動上の関係の深さ等を考慮します。

※ 二国間協力との連携循環産業の海外展開にあたっては、廃棄物処理・リサイクル事業の性格上、現地の行政機関との密接な連携、調整が必要不可欠と考えております。また、環境省では、現地行政機関とともに政策対話、ワークショップ等を実施し、二国間での政策面での協力を進めております。加えて、我が国の一部の自治体においても、海外の自治体と協力を進めています。本業務及び二国間協力等が連携することにより、両事業をより効率的に進めたいと考えており、本業務においては、二国間協力等を進めている国において実施する調査を優先的に採択したいと考えています。

(二国間協力等の対象国の例)

- ・ 廃棄物分野での二国間協力実施国：ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、クウェート、ロシア
- ・ JCMの二国間文書に署名済みの国
- ・ 二国間の環境協力覚書の締結国：ベトナム、インドネシア、モンゴル、イラン、シンガポール

※ 上記の例示国は現時点のものであり、今後増えることも鑑み、上記の例示国以外での応募について採択を排除するものではありません。

3. 実施業務の内容

海外展開に向けた事業の進捗度合により区分された下記の（Ⅰ）から（Ⅲ）の3種類（（Ⅰ）→

(Ⅱ) → (Ⅲ) の順に進捗度合が高くなる) の調査業務 (注) を募集します。事業者は、応募事業の進捗状況に応じた調査区分に応募して下さい。また、申請内容を審査した結果、申請と異なる調査区分での実施をお願いする場合がありますので、御了承ください。なお、各進捗区分 (Ⅰ) ~ (Ⅲ) における実施する採択予定金額及び件数は下表のとおりです。

(注) 調査業務：国際展開を計画している実施対象事業の実現可能性調査等

(Ⅰ) 事業環境基礎調査

本調査では、事業の具体化前で、現地の実施可能性を検討するための基礎情報の収集・整理を目的とし、以下の事項①・②・④・⑥~⑧を必ず実施する事業を対象とします。

(Ⅱ) 実現可能性調査

本調査では、事業実施がほぼ確定し、事業の基本的な枠組みも定まっておき、事業実施にあたっての実現可能性を高めるための情報収集・整理や、現地関係者との関係強化を目的とし、以下の事項①~⑧を必ず実施する事業を対象とします。

(Ⅲ) 事業案件形成調査

本調査では、事業の内容や実施体制がほぼ確定し、事業性が見込まれているが、事業実施・展開にあたって、現地関係機関との関係強化や日本国政府との連携等を目的とし、以下の事項①・②・④~⑧を必ず実施する事業を対象とします。

※ 実施する各事項の詳細

① 海外展開計画案の策定

調査開始前に、事前に把握している情報を踏まえ、対象地域、処理対象廃棄物の種類、利用技術等を明確化し、その導入規模を仮に設定した事業計画案を策定する。また事業計画案には、事業規模、事業運営計画、事業実施体制、事業化スケジュール案、収支計画 (イニシャルコスト、ランニングコスト等を含む) 等を含む。

② 対象地域における現状調査

事業の実現可能性を評価するために必要と考えられる現状の調査として、事業対象地域における処理対象廃棄物の発生・処理の状況、廃棄物処理・リサイクルの制度・政策 (計画の有無やニーズ等を含む)、社会・経済状況、現地地方政府における廃棄物関連予算の規模等状況 (想定する契約相手が地方政府の場合)、再生品・再生エネルギーの売却単価及び需要等を調査し、整理する。

③ 廃棄物の組成、性状等調査

対象地域における処理対象廃棄物の組成、性状等に関し、サンプリング分析等の調査を実施する。

④ 現地政府・企業等との連携構築

事業を実施する上で必要な現地政府 (現地の中央政府、地方政府等) や企業 (現地企業、第三国の企業等) との連携状況の整理を行うとともに、今後の連携可能性について分析・検討を行う。

⑤ 現地関係者合同ワークショップの開催

現地での海外展開の枠組みを構築していくため、海外展開事業を計画している事業者

等の日本側関係者と現地の行政当局、関係団体、パートナー企業等の関係者との間で、海外展開事業計画案や実施状況、事業推進に向けた協力等について情報共有・意見交換を行う「関係者合同ワークショップ」（ただし、「ワークショップ」という形態にはこだわらない。）を開催する。また、関係者合同ワークショップの開催地は現地が望ましいが、有効だと考えられる場合には現地関係者を招聘し、日本国にて開催してもよい。

⑥ 実現可能性の評価

対象事業の事業性（採算性）、環境負荷削減効果（廃棄物対策・リサイクルへの貢献、CO2 排出削減等）、社会的受容性、事業化に向けて想定される課題等を評価し、事業の実現可能性を評価する。

⑦ 海外展開計画案の見直し

事業の実現可能性を改善させることにつながる現地の行政施策（分別収集の制度、廃棄物の譲渡価格への介入、施設整備への補助金など）について検討し、適切な施策があれば提案をまとめる。その上で、本調査で得られた結果を踏まえ、①の事業計画案を見直す。

⑧ 報告書及び概要資料作成

事業計画案、対象事業の事業性、環境負荷削減効果、実現可能性の評価結果等を対象地域の行政、事業者等の関係者に提案できる形で報告書をまとめる。事業の実現可能性を改善できる現地の行政施策があれば、これも報告書にまとめる。また、報告書の概要を説明できる資料を作成する。

(表) 採択予定金額及び件数

	採択予定金額（上限）	採択予定件数
(Ⅰ)	800 万円	2 件
(Ⅱ)	3000 万円	3 件
(Ⅲ)	500 万円	3 件

※ 採択予定金額（上限）及び件数はあくまで予定であり、選考にあたって変更する可能性もあります。

4. 選考について

(1) 選考方法

環境省において対象事業への該当性等について書類審査の後、有識者で構成される「事業化促進業務対象事業選定委員会」によって、3（Ⅰ）及び（Ⅲ）については①書類審査で選定を行い、3（Ⅱ）については①書類による一次審査と②ヒアリングによる二次審査によって選考を行います。なお、現時点では、②ヒアリングによる二次審査は3月27日（月）於公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターを予定しております。

別添3の採点基準に基づき、申請案件の審査を行った上で、採択案件を選定します。

(2) 選考結果

選考結果は、平成29年3月末（予定）に文書にて連絡します。また、採択された事業は、環

境省 HP 等を通じて公表します。

※ 採否の理由についての問い合わせには応じられません。あらかじめ御了承ください。

※ 採択された事業については、法人名（共同提案者名を含む）、海外展開計画国・地域名、プロジェクトの名称などを公表しますので、あらかじめ御了承ください。

※ 加えて、調査終了後にその成果についても、公開いたしますのであらかじめ御了承ください。

5. 申請方法について

(1) 申請先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：土屋、堀添、野末

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail：MEJOR-JUNKAN@env.go.jp

TEL：03-5521-8336

(2) 申請方法

全ての業務について、業務の選考に求められる要件を可能な限り記入した上で申請してください。なお、実施体制は6.(3)を参照してください。

所定の書式による申請書、添付資料1（事業概要資料）、添付資料2（事業詳細資料）に必要事項を記入の上、上記申請書類一式（正本1部、副本10部）、その他添付資料（11部）、書類のデータを保存したDVD-R1部（PDF形式及び様式指定書類はワード・エクセル形式）を同封して、上記宛先まで郵送（宅配便でも可）又は持参してください。

※ FAXによる応募、またE-mailのみによる応募も受け付けません。

※ 申請書は返却しません。あらかじめ御了承ください。

※ 募集要領及び申請書は環境省HP（<http://www.env.go.jp/>）上の報道発表「平成29年度「我が国循環産業海外展開事業化促進業務」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業）」の公募について」（お知らせ）からのダウンロードが可能です。

(3) 受付期間

平成29年2月16日（木）～3月13日（月）17時 必着

(4) 公募説明会

公募説明会を下記の日程で開催します。なお、説明会への参加は必須ではありません。

① 日時

平成29年2月22日（火）10：00～11：00

② 場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎5号館19階環境省第2会議室

③ 参加申込先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：土屋、堀添、野末

E-mail：MEJOR-JUNKAN@env. go. jp

FAX：03-3593-8262

④ 参加申込方法

任意様式にて、参加者名、会社名、連絡先（電話番号、E-mail、FAX 番号）を記載のうえ、上記提出先まで、E-mail 又は FAX にて提出して下さい。

⑤ 受付期間

平成 29 年 2 月 16（木）～2 月 20 日（月）15 時

⑥ その他

当日は参加者の名刺の提出をお願い致します。

(5) 公募に対する質問

① 質問提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：土屋、堀添、野末

E-mail：MEJOR-JUNKAN@env. go. jp

FAX：03-3593-8262

② 質問提出方法

任意の様式にて、会社名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail、FAX 番号）を記載のうえ、上記提出先まで、E-mail 又は FAX にて提出してください。

③ 受付期間

平成 28 年 2 月 16 日（木）～2 月 27 日（月）12 時 必着

④ 質問への回答

質問への回答は、質問締切日から 1 週間以内に環境省ホームページにて回答いたします。

6. 注意事項

(1) 採択金額等

応募いただいた事業については、対象事業選定・評価専門家会合による審査を実施します。審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて事業規模の縮小と判断される場合もあります。したがって、採択される金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 調査の獲得目標について

本事業における調査実施後、調査を通じて得られた実施国における状況を報告いただいておりますが、毎回多くの応募をいただいている中で、具体的な海外展開につなげられる可能性が高いものを優先して採択したいと考え本事業を実施しております。ただし、処理対象とする廃

棄物の種類や現地の状況に応じて、海外展開の実現に向けた課題に差があるものと考えておりますので、実現可能性が高いかどうかだけでなく、海外展開した際の事業の環境負荷低減効果や社会的インパクトも考慮したいと考えています。こういった観点から、①「調査実施後に海外展開する実事業の具体像」、②「それに至る道筋」、及び③「事前に想定する調査期間中に達成すべき目標」のそれぞれを明確化していただき、それらを踏まえ審査したいと考えておりますので、申請の際にこれらが明確となるよう申請書の記載をお願いいたします。

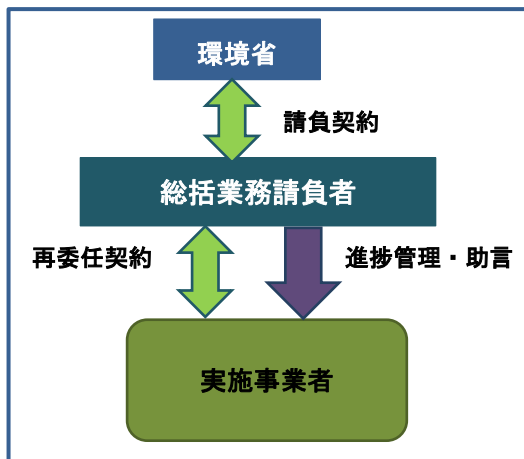
(3) 業務の実施体制

対象事業として採択された場合には、申請者は環境省が一般競争入札により別途契約する「平成29年度我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務(仮称)」(以下「統括業務」という。)の請負者の共同申請(実施)者となります。申請者は統括業務請負者との再委任契約を締結し、申請者でしか行うことができない事項(現地調査、ワークショップの実施等)について、統括業務請負者の依頼に基づき、実施していただくことになります。

なお、この実施体制は、過去の調査から得られた結果や課題、教訓が広く共有された上で実施中調査に反映され、統括業務請負者が事業の実現可能性を横断的に評価・助言を行うことで、今後の我が国の循環産業の海外展開がより促進されることを期待しての実施となります。

統括業務の中立性を確保するため、本業務の事業提案やコンソーシアムに参加される場合には、統括業務への応札は御遠慮ください。

※業務における契約の概要図



(4) 実施期間

別途契約する統括業務の契約締結後から、平成30年3月上旬までの1カ年度とします。なお、統括業務の契約締結は、当該契約に係る平成29年度当初予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とし、かつ、一般競争入札の結果落札者が決定した後に行います。

(5) 実施対象経費

業務実施のために直接必要な費用であって以下の費目に該当するもののみが対象であり、当該業務実施で使用されたことを証明できるものに限ります。また、下表に示した費目に該当し

ない経費は対象となりません。また、実態が不明瞭な積算については、必要な経費と認めませんので、ご注意ください。なお、費目については下表のとおり分類してください。

(表) 費目の分類

1. 人件費	本業務実施のために必要な人件費に限ります。
2. 業務費 (1) 旅費	現地調査やワークショップ開催のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が業務の調整を行う際の国内旅費、海外の行政当局等の関係者を協議等のため我が国に招聘する際の外国旅費・国内旅費に限ります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。
(2) 諸謝金	本業務の実施に必要な専門家等へのヒアリング等に支払う謝金等です。
(3) 消耗品費	本業務の実施に直接必要な5万円未満(単位あたり)の物品等の購入に直接要する経費です。リース可能なものはリースにより対応してください。 ※消耗品費は、取得価格が50,000円(税込)未満の物品であり、本事業で使用するに従い消費され、長期使用に適しないものを対象とする。 ※50,000円(税込)未満であってもノートPC、携帯電話など汎用性の高いものは計上できない。
(4) 印刷製本費	本業務の成果報告書、現地ワークショップの資料等の印刷、製本に要する経費です。
(5) 通信運搬費	本業務に直接必要となる切手、はがき、運送料、データ通信等に係る経費です。
(6) 借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材借料及び損料、物品等使用料(リース料)等です。
(7) 会議費	現地ワークショップや国内での業務の調整のための会合等を行う際の人件費、飲食料等の経費です。
(8) 雑役務費-通訳・翻訳料等	現地ワークショップの際の通訳料、文献や報告書等の翻訳料等です。
(9) 雑役務費-試料分析費	現地の廃棄物の組成・性状等を調査するための外部分析機関等への委託料です。
(10) 外注費・再委託費	本業務の一部を他社へ外注(請負)又は再委託するために要する経費です。合計で、原則、全体経費額の半額未満とします。
(11) 共同実施費	本業務を他社と分担し、共同で実施するために要する経費です。

参考)「環境省委託契約事務取扱要領」

<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/itaku-youryou.pdf>

「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」

http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html

(6) 採択された場合の留意点

業務終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のための会議等への出席、報告等を依頼する場合がありますので、ご了承ください。

(7) 事業化の努力

本業務の終了後、対象となった廃棄物処理・リサイクル事業の海外展開を計画していた事業者は、当該事業の海外展開に努めなければなりません。また、業務終了後5年間、毎年度環境省に海外展開の進捗状況について報告していただきます。

(8) 成果の公表

採択した業務の報告書については、環境省が公表します。

7. 著作権等の扱い

- (1) 本業務の報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとします。
- (2) 本業務の報告書に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。
- (3) 納入される報告書に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

(別添1)

平成29年度 我が国循環産業海外展開事業化促進事業
申請書様式

【申請書構成】(正本1部・副本10部)

○申請書

A4版1枚で作成する

○添付資料1 (事業概要資料)

事業概要資料として、パワーポイント3枚以内で作成する

○添付資料2 (事業詳細資料)

1. 申請対象の海外展開事業名と申請金額
2. 申請法人の概要
※共同事業提案又はコンソーシアム方式による提案の場合は幹事会社名を記載
3. 申請内容に関する問い合わせ先
4. 申請法人の事業概要 → A4版2枚以内
5. 申請対象の海外展開事業の全体像概要 → A4版6枚以内
※海外展開する事業全体像を記載する
6. 対象となる業務の概要 → A4版4枚以内
※今回応募される実現可能性調査等を記載
7. 対象となる業務の実施スケジュール → A4版2枚以内
8. 業務実施に関わる所要経費見込み → A4版4枚以内
※必要な根拠書類等はこの枚数に収める必要はない。
9. 対象となる業務の実施体制 → A4版3枚以内
※申請者、海外展開事業の実施主体となる法人、その他法人等の役割分担を記載
※現地関係者との間で覚書締結等の合意形成がなされている場合、当該文書の写しを添付
10. 暴力団排除誓約書
※別添2参照
11. 政府関係機関による支援状況・経緯

【その他添付資料】(11部ずつ提出)

1. 直近3期間の財務諸表(申請法人、海外展開事業の実施主体となる法人)
2. 法人概要の把握に資する資料(会社概要、掲載された新聞記事、事業報告書など)
※該当箇所に付箋や枠などの目印をつけてください。
3. 申請法人及び海外展開事業の実施主体となる法人の「法人登記簿抄本」
※商号、本店、目的、代表取締役氏名(又はこれらに類する項目)についての妙本
※登記簿抄本は1部オリジナルがあれば、その他はコピーで構わない。
4. 海外展開事業の実現に向けたこれまでの取組、準備状況が詳しくわかる資料
5. ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ等組織の環境マネジメントシステム認証取得状況を証明する書類

※ISO14001 等については、マネジメントシステム登録証のコピーで構わない。

(別添2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

別添3 平成29年度我が国循環産業海外展開事業化促進事業 評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分
① 循環産業活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、我が国の循環産業の知見やノウハウを活用したものであり、循環産業の活性化に貢献するものか。 ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、対象国・対象地域にとって新たな技術・ビジネスモデルの適用を含むか。 	15
② 3Rの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、3Rの推進、廃棄物の適正処理に貢献するものか。 ● 3Rの推進、廃棄物の適正処理以外の環境負荷低減に貢献し、社会的なインパクトを与える事業か。 	15
③ 国等による国際協力への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省との協力関係の下で実施される、又は沿った事業か。 ● JICA等国の関係機関が行うプロジェクトや我が国地方自治体が行っている国際協力と連携した事業か。共同実施者に我が国自治体が含まれているか。 ※募集要領2. (3) 事業の実施対象国を参照 	15
④ 事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、現地の制度や社会的状況から見て、調査実施の計画が具体的であり、本業務の事業期間中の達成目標が妥当なものであるか。 ● 事業実施における収支の見通しから見て事業性（採算性）があると見込まれるか。また、期待される収益は十分か。 ● 応募者等のこれまでの取組により、応募された廃棄物処理・リサイクル事業の実現可能性についての検討や現地関係者との合意形成がどの程度進んでいるか。 ● ワークショップの計画が具体的であり、妥当なものであるか。 	30
⑤ 業務実施の体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる応募者が、将来的に応募された廃棄物処理・リサイクル事業を実施する法人（事業会社）となることが計画されているとともに、当該応募者が海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有しているか（自己資金の準備等）。 ● 業務を実施する法人の体制が、海外展開にあたって必要な知見、ノウハウ等を十分に備えているか。 ● 応募された調査を実施する法人が、調査を実施するための十分な組織体制、技術力等を有しているか（外部の協力者に調査の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であることが必要）。 ● 従事者が本調査に従事する十分な時間があると認められるか。 	15
⑥ 政策的優先課題（環境省による評価）	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省の政策的課題に合致した、優先的に採択すべき事業か。 	10
合計		100
採点は各項目につき、5点刻み（0点、5点、10点…）の評価とする。		

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業) 実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業）交付要綱（平成 29 年 月 日付け環廃企発第 号。以下「要綱」という。）第 28 条の規定に基づき、要綱第 4 条第 1 項各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

2. 事業の実施方法等

(1) 事業の目的

経済成長や人口増加に伴って、世界規模で廃棄物の発生量が増加し、その質も多様化していることから、適正な廃棄物処理が世界的な課題となっている。この傾向は、経済成長が著しいアジアをはじめとした途上国で特に顕著であり、廃棄物の急増・多様化に加え、廃棄物処理体制も未整備・未成熟であることから、廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染が懸念されている。

一方、我が国は、これまで廃棄物処理やリサイクルに係る社会的要請に応じるため、廃棄物処理・リサイクルに関する技術を向上させてきた。その結果、我が国の廃棄物処理・リサイクルに係る循環産業は環境保全及び資源循環において先進的な技術を有している。

この補助金は、エネルギー起源CO₂の排出削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業の国際展開を促進し、もって地球環境保全に資することを目的とする。

(2) 事業の要件

① 対象となる事業

次のア又はイに該当する事業であって、数年以内に事業開始を計画しているもの。ただし、JCMの活用が見込まれないものは対象としない。

ア 海外において実施される廃棄物等の収集・運搬事業、中間処理事業、リサイクル事業、最終処分事業(※)（直接エネルギー起源CO₂が削減されるものに限る）

イ 海外において、アの事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業（直接エネルギー起源CO₂が削減されるものに限る）

※廃棄物処理・リサイクル事業のうち、「汚水処理」については、事業の一部として付随して実施するものは、事業の対象とするが、排水処理設備に特化したものは、事業の対象としない。

② 採択優先国

事業対象国の制限は設けないが、次のア又はイに該当する事業については、優先的に採択するものとする。

ア 二国間協力と連携して実施する事業

(二国間協力等の対象国の例)

・廃棄物分野での二国間協力実施国：ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、クウェート、ロシア

・JCMの二国間文書に署名済みの国

・二国間の環境協力覚書の締結国：ベトナム、インドネシア、モンゴル、イラン、シンガポール

なお、上記の例示国は現時点のものであり、今後増えることも鑑み、上記の例示国以外での応募について採択を排除するものではありません。

イ 相手国自治体と協力関係にある我が国自治体を共同実施者に含み、当該協力と連携して実施する事業

(3) 二酸化炭素削減量の把握等

事業実施者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握することとする。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供することとする。

(4) 事業報告書の提出

事業実施者は、補助金の交付を受けて行う要綱第4条第1項各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）をすべて終了した場合においては、その後5年間の期間について、補助事業の終了後の事業（以下「補助終了後事業」という。）の実績及び二酸化炭素の削減量等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省に提出するものとする。また、環境省の求めに応じて、補助事業及び補助終了後事業の成果等に係る情報を提供し、普及に努めることとする。

(附則)

この実施要領は、平成29年 月 日から施行する。

(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業の事業報告書の作成例)

平成 29 年度我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO₂削減支援事業
事業報告書

平成 年 月 日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 補助終了後事業の概要

【補助終了後事業の概要を記載する。】

2. 補助終了後事業の実績

【本報告の対象とする年度における補助終了後事業の実施状況及び補助事業で導入した設備の利用状況等を記載する。】

3. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量 (実績)

【補助終了後事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 削減量の増減の原因

【(1) の削減量 (実績) が、補助事業又は補助終了後事業による前年度の二酸化炭素の削減量と比較して増減した場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する (二酸化炭素削減量が減少していない場合は、記載を要しない。)。】

4. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度における費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

5. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について記載する。】

6. 事業による波及効果

【本報告の対象とする年度における補助事業又は補助終了後事業の実施による当該事業者内での波及効果や他の事業者への波及効果に関する状況を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。また、罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】